

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成24年4月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量 自動車用燃料
 - (1) ハイオクガソリン J I S 1号 約159,000リットル
 - (2) レギュラーガソリン J I S 2号 約690,000リットル
 - (3) 軽油 J I S 1号 約77,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 岩手県出納局 岩手県盛岡市内丸10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成24年3月26日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 岩手県石油商業協同組合 岩手県盛岡市清水町14番12号
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 1リットル当たり170.625円
 - (2) 1リットル当たり160.125円
 - (3) 1リットル当たり139.620円
- 6 随意契約によることとした理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号に該当